

## 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、京都市地域コミュニティ活性化推進条例（以下「地域コミュニティ条例」という。）に基づく、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる事業は、地域住民が地域活動に積極的に参加及び協力し、地域住民相互の交流及び協働を促進することを目的に京都市内で実施する次の各号のいずれかに該当する地域活動事業とする。

- (1) 自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体（以下「自治会等」という。）に加入していない住民を主たる対象として行う自治会等の活動内容、地域の魅力等の情報発信事業
- (2) 自治会等が存在しない地域において新たな自治会等の設立に向けて取り組む事業
- (3) 自治会等に加入していない住民と加入している住民の交流事業又は協働事業
- (4) その他、自治会等の加入率向上又は地域住民の地域コミュニティへの参加促進に寄与する事業
- (5) 新型コロナウイルス感染症への対策を実施する事業

### (交付の対象団体等)

第3条 助成金は、前条に掲げる地域活動事業を行う団体等で、次の各号のいずれかに該当する団体等を交付対象とする。

- (1) 地域コミュニティ条例第2条第3号に定める地域自治を担う住民組織（以下「地域自治を担う住民組織」という。）
  - (2) 前号に定める地域自治を担う住民組織が推薦する団体
  - (3) 前条に掲げる地域活動事業に総合的かつ計画的・継続的に取り組む地域自治を担う住民組織として市長が認めるもの
  - (4) きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰を受けたもの
- 2 助成金は、前項に規定する団体等のうち、市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内で交付する。
- 3 第1項に定める団体であっても、営利・宗教・政治を目的とした事業を行う場合は、助成金を交付しない。
- 4 次に定める団体には助成金を交付しない。
- (1) 第1項第1号及び第2号に定める団体（第1項第3号又は第4号に定める団体として助成金の交付を受けようとする場合を除く。以下この項において同じ。）で、過去に第1項第1号又は第2号に定める団体として2度助成金の交付を受けている団体
  - (2) 第1項第1号及び第2号に定める団体で、過去に第1項第3号又は第4号に定める団体として交付を受けている団体
  - (3) 第1項第3号に定める団体で、第1項第3号に定める団体として助成金の交付を受けた最初の年度から起算して3年度を超えている団体

- (4) 第1項第4号に定めるもので、きょうと地域力アップ貢献事業者等表彰を受けた年度から起算して3年度を超えているもの
  - (5) その他市長が適当でないとする団体等
- 5 前項の規定については、第2条2号の事業における設立準備団体と設立後の団体は、同一の団体として取り扱う。
- 6 第2条第5号の事業に申請する団体については、第4項の定めにかかわらず、令和2年度に限り、助成金を交付する。

#### (助成金の額)

第4条 助成金は、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

- (1) 助成金の額は、対象事業に要する経費の範囲内において市長が定める額とする。
  - (2) 第2条第3号及び第4号の事業は、対象事業に要する経費の3分の2に相当する額の範囲内の額とする。
  - (3) 第2条第5号の事業は、対象事業のうち新型コロナウイルス感染症への対策に要する経費の5分の4に相当する額の範囲内の額とする。
  - (4) 助成金は、1団体等につき100,000円以内とする。
  - (5) 過去に助成金の交付を受けた団体等については、1団体等につき50,000円以内とする。ただし、第2条第5号に定める事業については、1団体等につき100,000円以内とする。
  - (6) 第2号から前号までの規定にかかわらず、第3条第1項第3号に定める団体については、1事業につき各年度100,000円以内とする。
  - (7) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- 2 次の各号に掲げる経費は、交付の対象外とする。
- (1) 助成金の交付を受けようとする団体等（以下「交付申請団体等」という。）の事務所等の維持経費
  - (2) 別に定める額を超える額の備品の購入費
  - (3) 研修会等への参加に要する経費
  - (4) 交付申請団体等の構成員に対する人件費、謝礼
  - (5) 飲食費（事業に要する茶菓代は除く）
  - (6) 別に定める額を超える食糧費、材料費、茶菓代
  - (7) 特定の個人に提供する記念品、景品等の購入費
  - (8) 事業実施に要した経費が事業以外の経費と明確に区分できない経費
  - (9) 交付申請団体等の構成員が経営する団体への委託費
  - (10) その他市長が適当でないとする経費

#### (交付の申請)

第5条 交付申請団体等は、助成金の交付の対象となる事業実施日の14日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金交付申請書（第1号様式）

- (2) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金収支予算書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事前着手）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届（第3号様式）を市長に提出したときは、この限りでない。

（交付の決定及び標準処理期間）

第7条 市長は、第5条の規定による申請が到達してから14日以内に、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、それぞれ当該団体等に通知する。

（申請事項の変更等）

第8条 交付の決定を受けた団体等（以下「交付決定団体等」という。）は、事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止をしようとするときは、軽微な変更を除いて、あらかじめ地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業計画変更・中止承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。
  - (1) 助成目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
  - (2) 助成目的の変更をもたらすものでなく、かつ、助成団体等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合
  - (3) 助成目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合
  - (4) 事務費間の流用で、流用先の経費に対する流用額の比率が極めて低い場合
- 3 経費の配分を変更しようとするときは、第1項の規定による申請書に、変更内容を反映した第5条第1項第2号の規定による書類を添えて提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、交付決定団体等に通知する。

（事業完了の届出）

第9条 交付決定団体等は、事業が完了した後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業実績報告書（第7号様式）
- (2) 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金収支決算書（第8号様式）
- (3) 領収書の写し
- (4) 事業実績を証する成果物、事業の実施状況が判断できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定団体等は、本市が実施する広報活動に当たり、前項第4号に規定する成果物、写真等を提供するなど、協力するものとする。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、相当と認めるときは、助成金を交付する。

(助成金の概算払)

第11条 交付決定団体等は、助成金の交付予定額の5分の4以内の額について概算払を受けることができる。

2 前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金概算払請求書(第9号様式)を市長に提出するものとする。

(書類の経由)

第12条 この要綱により市長に書類を提出しようとするときは、申請団体等が所在する行政区の区長又は担当区長を経由しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。ただし、改正後の要綱第3条第1項第4号の規定は、施行の日以降に表彰する者から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。